



公益社団法人 日本生化学会 2025 年度 第 1 回 臨時総会議事録

日時：2025 年 6 月 2 日（月）14：00～14：23

場所：順天堂大学医学部生化学第一講座（東京都文京区本郷 2-1-1）

オンライン（Zoom）開催

代議員数：160 名

出席数（委任状数）：47 名（89 名）合計 136 名

出席役員： 会長 横溝岳彦
副会長 深水昭吉
常務理事 青木淳賢、岩井一宏、胡桃坂仁志
理事 片岡邦重、顧建国、佐々木雄彦、鈴木匡、高橋素子、
津本浩平、中西真、水島昇、宮城聡
監事 宮澤恵二

定刻に至り、定款第 23 条の定めにより、横溝岳彦会長を議長とすることを諮り、満場異議なくこれを承認した。議長より公益社団法人日本生化学会 2025 年度第 1 回臨時総会の開会を宣した。次いで事務局より、定款の定めにより、上記の様に定足数を充たす代議員の出席が認められたので、本会は成立していることの報告があった。次いで、議長より、定款の定めに従い、青木淳賢常務理事と水島昇理事の 2 名を議事録署名人に選任したい旨を諮り、満場異議なくこれを承認した。続いて議案の審議に入った。

第 1 号議案 外部理事・外部監事導入に伴う定款変更の承認の件

議長より、公益法人会計基準が改定されたことに伴い、自律的ガバナンスの充実を図る目的で、外部理事・監事の導入が義務付けられ、それに伴い定款・細則の変更が必要になった旨の説明が、配布資料に基づき行われた。これを諮ったところ、満場異議なくこれを承認した。

変更箇所は下記である。

定款（現行）	定款（改定）
第 5 章 役員および会計監査人 （役員の種類および定数）	第 5 章 役員および会計監査人 （役員の種類および定数）
第 30 条 この法人に、理事 22 名以上 28 名以内、および監事 3 名以内を置く。	第 30 条 この法人に、理事 22 名以上 28 名以内、および監事 4 名以内を置く。

第 2 号議案 定款第 5 章修正の件

議長より、2020 年に代議員と理事の任期継続の変更を行い、定款第 3 章 代議員（選任と任期等）第 16 条の代議員の任期を変更したが、第 5 章 役員および会計監査人（役員および会計監査人の任期）第 36 条の理事の任期のか所を変更していなかったことが発覚した旨、説明があ

った。遑ってこの変更を行うことを諮り、満場異議なくこれを承認した。
変更箇所は下記である。

定款（現行）	定款（改定）
<p>【参考：第58回総会にて変更済み】 第3章 代議員（選任と任期等） 第16条 4 代議員の任期は選任の2年以内に終了する事業年度に関する定時総会終結の時までとし、任期を満了した代議員は引き続き二期のみ代議員候補者となることができる。</p>	
<p>第5章 役員および会計監査人 （役員および会計監査人の任期） 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、任期を満了した理事は引き続き一期のみ理事候補者となることができる。</p>	<p>第5章 役員および会計監査人 （役員および会計監査人の任期） 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、任期を満了した理事は引き続き二期のみ理事候補者となることができる。</p>

第3号議案 年会費改定およびそれに伴う定款・細則変更の承認

議長より、資料の提示があり、2026年度からの年会費の改定を行いたい主な理由、改定後の年会費金額、改定に伴い学生会員年会費を無料とすること、終身会員およびシニア会員制度の導入の説明があった。つづいて、これらを変更することに伴い定款および細則の変更（案）が提示された。これらを諮ったところ、満場異議なくこれらを承認した。
変更箇所は下記である。

定款<現行> 第2章 会員 (種別)	定款<改定> 第2章 会員 (種別)
<p>第8条 この法人の会員は次の6種とする。</p> <p>(1) 正会員：生化学に関する学識または経験を有する個人であって、この法人の目的に賛同する者</p> <p>(2) 学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、生化学または生化学に関係ある学科を修める学生であって、この法人の目的に賛同する者</p> <p>(3) 団体会員：この法人の目的に賛同する団体</p> <p>(4) 賛助会員：この法人の事業に賛同し後援する団体</p> <p>(5) 名誉会員：この法人に対し特に功労のあった個人であり、総会で決議された者</p> <p>(6) 永年会員：この法人に対し功労のあった個人であり、総会で決議された者</p>	<p>第8条 この法人の会員は次の7種とする。</p> <p>(1) ～ (6) 変更なし</p> <p><u>7) 終身会員：この法人に対し功労のあった個人であり、総会で決議された者</u></p>


細則<現行> 第1章 会員	細則<改定> 第1章 会員
<p>第2条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年3月末日までに納めなければならない。</p> <p>1) 正会員 <u>7500円</u></p> <p>2) 学生会員(博士) <u>3000円</u></p> <p>3) 学生会員(修士) <u>無料</u></p> <p>4) 学生会員(学部) <u>無料</u></p> <p>5) 団体会員 <u>18,000円</u></p> <p>6) 賛助会員 <u>1口60,000円(1口以上)</u></p>	<p>第2条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年3月末日までに納めなければならない。</p> <p>1) 正会員 <u>10,000円</u> <u>ただし、評議員は12,000円、シニア会員は5,000円とする</u></p> <p>2) 団体会員 <u>18,000円</u></p> <p>3) 賛助会員 <u>1口60,000円(1口以上)</u></p>

質疑応答ののち、以上をもって本総会における報告及び全議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

上記議事の経過の要領およびその結果を明らかにするため、本議事録を作成し議長及び議事録署名人がこれに署名捺印する。

署名欄


議長

横溝 岳彦 

横溝 岳彦



議事録署名人

青木 淳賢 

青木 淳賢

議事録署名人

水島 昇 

水島 昇

